

都道府県、政令指定都市の皆様におかれましては、平素より、犯罪被害者等施策の推進に御協力いただききますとともに、本日は、お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございます。

また、犯罪被害者自助グループ「緒あしす」代表 青木様におかれましては、本会議におけるご講演を快諾いただきまして、御協力に深く感謝申し上げます。

さて、本年3月11日に発生いたしました東日本大震災では、多くの方が命を落とされ、また、家族、家、仕事等を失いました。そして、現在、被災した自治体や関係者自治体の方々をはじめ、多くの関係者が、復旧・復興、原発の収束に向け、力を尽くされています。この場をお借りして、お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りし、被災された方々へお見舞い申し上げますとともに、関係自治体の方々のご尽力に敬意を表したいと思います。また、各自治体の方々には、震災関係の対応や業務もある中、本日の会議開催に向け、資料やデータの提供等のご協力や会議へのご出席をいただき、感謝いたします。

ご案内のとおり、本年3月25日、「第2次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定されました。その詳細については、この後「政府の取組説明」の中でご説明いたしますが、第1次基本計画の評価においては、5つの重点課題に係る施策について概ね着実な進展が図られたとされる一方で、施策の更なる充実や新たな取組の必要性等についても指摘がなされました。そして、これら評価や、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体等からの要望を踏まえ、第2次基本計画が策定されました。

基本法の施行から6年が経過する中で、これからの犯罪被害者等施策推進の鍵を握るのは、身近な立場で国民生活を支えている皆様方の取組如何ではないかと感じております。

犯罪被害に遭われた方々が、被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようになるためには、皆様方の取組が不可欠です。地方公共団体におかれましても、国とともに基本法が定める責務を果たしていかなければならないということをぜひとも御理解いただき、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた一層の御尽力をお願い申し上げます。

本日は、青木様に御講演をいただくとともに、政府の取組説明、意欲的に取組を実施している地方公共団体として、埼玉県、岡山県から事例を発表していただくこととしています。

本日の会議の内容が、皆様方の犯罪被害者等施策の推進に役立つことを希望し、私のあいさつとさせていただきます。